

# 「紀の国きらら債」は、 和歌山県を応援して下さる皆様を対象に 和歌山県が発行する債券(県債)です。

県債の購入を通じて、皆様に県の事業に一層関心を寄せていただき、県政に参加していただくことを目的とするとともに、資金調達手段の多様化の一環でもあります。

※「紀の国きらら債」の愛称は、平成15年度の第1回発行に当たって、公募321件の中から選ばれたものです。

## 「紀の国きらら債」のお申込みにあたって

### 募集期間

平成21年1月20日(火)～1月30日(金)

午前9時から、取扱金融機関の営業窓口で先着順にお申し込みを受付します。なお、募集期間は1月30日までですが、取扱金融機関において、申込み額が発売額上限に達した時点で終了となります。

事前予約はできません。

### 必要書類

お申込みの際に取扱窓口にご持参ください。

- **本人確認書類**  
(健康保険証、運転免許証など(原本))
- **印鑑**  
(すでに普通預金口座をお持ちの方、債券のお取引のある方は、その印鑑)
- **取扱金融機関の普通預金通帳**  
(債券をご購入予定の店で既にご本人名義の通帳をお持ちの方で、当該口座を利用し元本のお受け取り先に指定される場合、その通帳)
- **マル優・特別マル優制度をご利用される方は、確認資料**  
(身体障害者手帳など)

取扱金融機関によって必要書類が異なりますので、詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

### 振替債による発行で、より安全・便利に

平成18年1月10日から開始された一般債振替制度により、国債と同様にペーパーレスになりました。

券面の発行は行われませんので、紛失などの恐れがありません。

ご購入された債券は、金融機関の振替口座簿に記録され、取引残高報告書により購入された方へ報告されます。また、利息についても、自動的に口座へ振り込まれます。なお、口座管理手数料は無料です。

詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

### マル優・特別マル優について

個人の方は原則、利息の20%が源泉徴収されますが障害のある方等については、利息に税金のかからないマル優・特別マル優制度がご利用できます。

詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

### 満期前の換金について

債券は市場で売買される商品ですので、満期前でも売却し、換金することが可能ですが、売却時の市場金利の状況等によっては、売却損が出る可能性があります。利払い時期には買取・中途換金のできない期間があります。

### ご購入された方への特典

抽選で50名の方に「プレミア和歌山」  
認定商品をプレゼントします

「紀の国きらら債」をご購入いただいた方の中から抽選で「プレミア和歌山」に認定された商品を50名様にプレゼントいたします。



#### 「プレミア和歌山」とは

安心・安全を基本に“和歌山らしさ”、“和歌山ならではの”視点で選定・推奨された県産品です。



写真はイメージです。実際の商品とは異なります。

※お申込み時に購入代金が必要となります。  
(なお、お申込み先に普通預金口座をお持ちの場合、その口座からの振り替えも可能です。)

※購入手続きは、ご本人が行なってください。

◎ご不明な点はあらかじめ取扱金融機関にお問い合わせください。



地球環境保護のために、再生紙と大豆油インクを使用しています。